

規制シート(様式)

160196601320002

平成28年12月9日

規制の名称	再就職援助計画の認定及び変更の認定	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	雇用対策法(昭和41年法律第132号)第24条及び第25条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 労働移動支援室長 伊達 浩二
規制目的	事業主が、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行う場合に、事業主の責務として、離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のために実施する措置を計画的に実施させること。		
規制内容の概要	事業主は、一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成し、公共職業安定所長に提出して、認定を受けなければならない。当該再就職計画を変更したときも同様とする。(第24条) また、事業主は、事業規模の縮小等が上記に該当しない場合についても、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。(第25条)	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	再就職援助計画は、事業主が雇用に関する社会的責任を自覚しつつ、離職を余儀なくされる労働者の早期再就職を図るための措置を計画的に実施するために作成するものであり、事業規模の縮小等を行う事業主の責務を具体化するために、規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		